

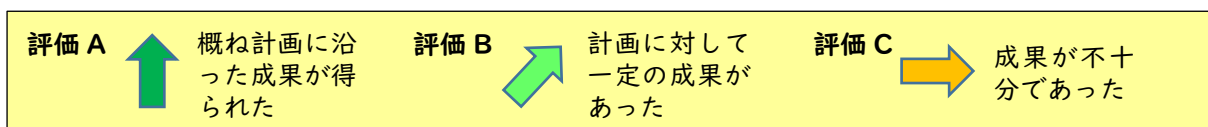
## グリーン・マネジメントの評価

市では、平成 18 年の計画改訂時からグリーン・マネジメントの考え方を示し、これに沿って様々な取組を進めてきた。

緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCA サイクルの考え方を取り入れたこのグリーン・マネジメントは、平成 8 年(1996 年)の当初策定時から基本的な考え方を変えずに実践してきたものである。

当初計画策定時以降の取組を、「緑地の保全」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「連携の推進」の 4 つの施策の柱ごとに評価し、今後に向けた課題を整理している。

評価は、次のような 3 段階の定性的な評価区分を設けて行うこととする。




評価 A: 前回計画で示された施策推進のための事業のうち、「取組が前進した」が 8 割以上

評価 B: 「取組が前進した」が 5～7 割


評価 C: 「取組が前進した」が 5 割未満

## (1) 緑地の保全


評価	取組の進捗・主な成果	課題
	<p><b>【緑地保全に係る法制度の指定・活用】</b></p> <p>○歴史的風土を構成するなどまとまりのある丘陵樹林地や、市街地内の拠点的な樹林地を保全するため、歴史的風土保存区域・同特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域の指定区域の拡大と、<u>近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定</u>を行った。</p> <p>○都市農業の安定的な継続を図るため、玉縄地域の農地に対する農用地区域と、市街化区域内の生産緑地地区の指定の継続を行ってきた。</p> <p><b>【法制度に基づく契約・協定等】</b></p> <p>○<u>市民緑地契約制度</u>を活用し、身近な自然とのふれあいの場となる緑地を確保・整備した。</p> <p><b>【市独自の緑地保全制度の活用】</b></p> <p>○美観的に優れた樹木・樹林等の保全や、市街地内に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者への支援策として、<u>保存樹木・樹林の指定、緑地保全契約、樹林管理事業を継続的に推進</u>してきた。</p> <p>○緑地保全に係る法制度適用に至るつなぎ策として、7箇所の緑地保全推進地区を指定し、このうちの 5 箇所を特別緑地保全地区等に指定した。</p>	<p>○これまでの取組で緑地の確保は進捗したが、今後は買入れ地を含めた<u>緑地の維持管理</u>が大きな課題である。</p> <p>○歴史的風土保存区域内の重要な樹林部分に対する、特別保存地区の指定拡大への取組みが求められる。</p> <p>○第 2 次一括法の施行で、近郊緑地特別緑地保全地区の土地の買入れ事務が市へ移譲されたことから、<u>厳しい財政状況を踏まえた特別緑地保全地区の指定、土地の買取り、買入れ地の維持管理のあり方や、国県との役割分担について検討</u>していく必要がある。</p> <p>○生産緑地地区については、制度改正に伴う特定生産緑地地区の指定を進めていく必要がある。</p> <p>○市独自の緑地保全制度については、<u>効果的な土地所有者支援のための制度の再構築、及び厳しい財政状況を踏まえた制度の適用を検討</u>していく必要がある。</p>

評価	取組の進捗・主な成果	課題
	<p>○開発行為に伴う緑地の移管などにより、30箇所緑地を受け入れ、保全した。</p> <p><b>【緑地保全財源の確保】</b></p> <p>○緑地の保全事業の円滑な推進を図るため、昭和61年(1986年)に設置した緑地保全基金に市費や基金を積み立て、緑地の買入れ等に活用してきた。</p> <p><b>【緑地の質の充実】</b></p> <p>○緑地の機能的・環境的な質の充実を目的として、<u>確保した緑地の維持管理を行う適正整備事業や、市有緑地に対する緑地維持管理事業</u>を行ってきた。</p> <p>○歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、除伐・枝払いなどの樹林管理事業を行ってきた。</p> <p>○緑の基本計画で保全対象緑地を明らかにしたうちの22地区の実態を把握する調査結果を、平成15年(2003年)にまとめた。 その後、近郊緑地特別保全地区の指定にあたり、平成16年(2004年)にボランティアの協力のもとに追加調査を行った。鎌倉市緑化推進専門委員が追加調査を行っている地区もある。</p> <p>○歴史的風土保存区域内の緑地については、平成24年度に県が「古都保存法緑地管理指針」を作成し、維持管理事業を実施している。</p> <p>○<u>緑地保全・管理の広域的対応については、国・県・市の適切な役割分担について要望を継続</u>している。</p>	<p>○近い将来に緑地保全基金の枯渇が見込まれており、緑の基本計画を実現するための必要な財源の確保や柔軟な事業展開が必要になっている。</p> <p>○緑地の質の充実につながる自然環境調査と、定期的なモニタリングが求められている。</p> <p>○土砂災害の防止や生物多様性保全、二酸化炭素吸収の観点から、全市的な山林の維持管理を計画的に推進していくことが極めて重要である。このため国・県・市・所有者・市民の役割分担を基に、各人が管理に取組めるよう、管理方針を明確にしていく必要がある。</p> <p>○緑地の維持管理を市民と連携して進めていく必要がある。</p> <p>○緑地の維持管理で生じる間伐材等の有効活用についても検討していく必要がある。</p>


(2) 都市公園等の整備

評価	取組の進捗・主な成果	課題
	<p><b>【都市公園等の整備】</b></p> <p>○令和元年度(2019年度)末現在の都市公園等の合計整備面積は 190.3ha で、当初計画策定時の約 3 倍に増加した。</p> <p>○街区公園は 235 箇所(21.55ha) を供用開始している。</p> <p>○近隣・地区公園は新たに岩瀬下関防災公園、笛田一丁目公園を開設し、4 箇所(計約 16.8ha) を供用開始している。</p> <p>○総合公園として、鎌倉海浜公園の 22.24ha を供用開始している。</p> <p>○風致・歴史公園は、当初計画策定時の 1 箇所(12.9ha) から、4 箇所(約 50.1ha) に増加している。 この間、<u>鎌倉中央公園の拡大区域</u>を都市計画決定したほか、<u>史跡永福寺跡</u>を公園的に整備し公開した。 また、<u>扇湖山荘</u>は利活用の基本方針を定めた。</p> <p>○平成 27 年(2015 年)に、<u>鎌倉広町緑地</u>の一部約 48.0ha を、自然とのふれあいの場となる都市林として供用開始した。</p> <p>○都市緑地は、現在 8 箇所(約 15.5ha) を供用開始しており、<u>山崎・台峯緑地</u>を都市計画決定している。</p> <p><b>【都市公園・緑地の維持管理】</b></p> <p>○民間活力を活かした都市公園の維持管理の一環として、平成 18 年度(2006 年度)より指定管理者制度を導入し、<u>鎌倉中央公園、笛田公園、鎌倉広町緑地</u>など都市公園の維持管理を指定管理者が行っている。</p> <p>○都市公園施設の老朽化の進行や、樹木の生長に伴う倒木の危険性の高まり等に対応するため、平成 31 年(2019 年)に、都市公園施設及び都市緑地の計画的な維持管理を目的とする「<u>公園施設長寿命化計画</u>」、「<u>緑地維持管理計画</u>」を策定した。</p>	<p>○<u>鎌倉中央公園</u>の拡大区域の整備や、<u>鎌倉広町緑地の全面開園</u>に取り組んでいく必要がある</p> <p>○身近な公園について、公園施設の老朽化対策や、公園空白地の改善を図っていく必要がある。</p> <p>○前計画で風致公園・歴史公園候補地としていた(旧)華頂宮邸、扇湖山荘、御谷、北条氏常盤亭跡等の資源の位置づけ、保全・活用方針を示していく必要がある</p> <p>○公園利用者の安全を確保するため、長寿命化計画に基づく<u>公園施設の老朽化対策</u>を推進していく必要がある。</p> <p>○<u>緑地</u>については、特に防災面に配慮した<u>維持管理</u>が大事である。</p> <p>○公園施設の整備や維持管理での民間活力の導入を、さらに検討していく必要がある。</p> <p>○厳しい財政状況の下での新たな公園整備に制約がある中で、民有地の活用等についても検討していく必要がある。</p>

(3) 緑化の推進

評価	取組の進捗・主な成果	課題
	<p><b>【法制度の活用による緑化の推進】</b></p> <p>○緑豊かな居住環境の形成に向け、風致地区及び開発事業区域内の緑化協議及びまちづくり空地の設置誘導を実施してきた。</p> <p><b>【公共施設の緑化】</b></p> <p>○良好な道路空間の形成に向けて、街路樹の維持管理や捕植を進めてきた。</p> <p>○河川環境の整備として、砂押川プロムナードの桜保全再生事業を実施した。</p> <p>○小中学校などの公共建物敷地や身近な公園を対象に、樹木の植栽を行ってきた。</p> <p>○鎌倉山桜並木保存計画に基づき、鎌倉山の桜の管理を行った。</p> <p><b>【市民が主体となる緑化への支援】</b></p> <p>○緑豊かな市街地景観を創造するための「まち並みのみどりの奨励事業」として、平成 28(2015 年度)～令和元年度(2019 年度)の 4 年間で 52 件の補助金の交付を行った。</p> <p>○市条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」など 26 地区で、地域住民による緑豊かなまちづくりが進められている。</p>	<p>○前計画に示した緑化地域については、制度導入の効果や効率的な運用について検討の継続が必要である。</p> <p>○民有地の緑化に係る取組については、自主まちづくりや地区計画など、地域住民によるまちづくりとの効果的な連携が必要である。</p> <p>○公共施設の緑は、市街地における緑のネットワーク形成の重要な要素であり、緑化可能地の確保、効果的な緑化手法等を検討していくことが必要である。</p> <p>○民有地緑化を進める方策として、市民緑地設置管理計画認定制度の活用を検討も必要である。</p> <p>○緑化によって生み出された緑は、その後の適切な維持管理が重要であることの普及啓発に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○まち並みのみどりの奨励事業は、制度の周知を図るとともに、危険ブロック塀等の除去費補助など、他事業との連携について検討する必要がある。</p>

(4) 連携の推進

評価	取組の進捗・主な成果	課題
	<p><b>【緑化推進団体等の育成と連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鎌倉風致保存会や鎌倉市公園協会と連携し、緑地管理作業、緑化啓発イベント等を行ってきた。</li> <li>○かながわトラストみどり基金を活用し、鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地の土地の一部を件が買い入れた。</li> <li>○確保した緑地の維持管理に、市民が適正な役割を担える仕組みとして、緑のレンジャーを育成してきた。平成 28 年度(2015 年度)～令和元年度(2019 年度)の緑のレンジャー活動参加者は、ジュニア・シニア合わせて 241 名に達している。</li> <li>○町内会・老人会等の地域団体が、身近な公園や街路樹の保護育成活動を行う仕組みとして、公園愛護会・街路樹愛護会を育成してきた。</li> </ul> <p><b>【古都鎌倉の緑の知識の普及】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑の知識の普及活動として、緑の学校等の講習会、緑の窓口での緑化相談を継続して実施してきた。</li> <li>○郷土の自然に対する知識向上の一環として、中学校等での環境学習の際に講演などを行った。</li> </ul> <p><b>【緑に対する意識の高揚】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑に対する意識の高揚に向けて、緑の情報提供の充実、緑のポスターコンクール等の開催、緑化まつりの開催、緑の顕彰等を行ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・民間との連携による緑のまちづくりを進める上で、現在個別に行われている市民活動を束ね、効率的に活動してもらうためのプラットフォームづくり、コーディネーターの育成、担い手の確保等を検討していく必要がある。</li> <li>○緑の知識の普及や緑化意識の高揚については、行政と市民団体等の役割分担を図っていく必要がある。</li> </ul>

#### (4) 評価の説明

○**緑地の保全**については、緑地保全に係る法制度や市独自の緑地保全制度の指定及び指定拡大が進み、重要性の高い緑地の大部分が制度的に担保されるなど、緑地の確保についての取組が大きく前進した。

○**都市公園等の整備**については、当初計画策定時と比べて公園整備面積が約 3 倍に増加したほか、質の充実に向けた公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の計画的管理等も進んでおり、取組が大きく前進した。

○**緑化の推進**については、公共施設の緑化や、緑の創出に係る法制度を活用した緑化指導、市民が主体となる緑化への支援などの事業を通じて、緑の創出を図ってきましたが、緑の少ない市街地も残されており、更なる取組の充実が求められている。

○**連携の推進**については、緑化推進団体の育成や緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚に係る取組により連携の成果を積み重ねてきましたが、近年は活動回数や参加者の減少が見られることから、新たな対応が求められている。